

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 9 号

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和 2 9 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「1, 1 4 2, 0 0 0 円」を「1, 1 8 1, 0 0 0 円」に改め、
同表副市長の項中「9 3 5, 0 0 0 円」を「9 2 6, 0 0 0 円」に改め、同表教育
長の項中「8 0 4, 0 0 0 円」を「7 3 2, 0 0 0 円」に改め、同表常勤の監査委
員の項中「6 5 3, 0 0 0 円」を「6 6 3, 0 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から引き続き教育長の職にある者の給料月額については、同日から令和 7 年 9 月 3 0 日までの間、改正後の相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。